○東北地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月四日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年東北地方整備局告示第十三号東根都市計画道路事業三・四・三号宮崎西道線及び三・五・二号楯岡東根線

三　事業施行期間　自平成二十年二月十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月四日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第五号山形広域都市計画道路事業三・四・二十八号四日町日月山線及び三・六・一号新築西通り二口橋線

三　事業施行期間　自平成十六年一月二十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山田　茂、髙橋　朋子、中野　孝一、横地　孝夫、白神　雅美、矢口　邦宏、北浦　英樹、原田絵里子、安藤　尚之、松田　豊光

(2)　変更年月日

平成二十五年二月十六日

○近畿地方整備局告示第四十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：ピークカット流量調整型固液分離嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号　株式会社クボタ 代表取締役会長兼社長　益本　康男
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町２－１　株式会社クボタ　滋賀工場 茨城県北茨城市磯原町上相田1099番地46　日東電気株式会社磯原工場 栃木県日光市足尾町4447番地　足尾化学工業株式会社 滋賀県甲賀市水口町下山40番地１　株式会社吉中化成　本社工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　有限会社三和工業　第一工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業株式会社　第１工場
認定番号	浄化槽の名称
6－12K－H－002－7	クボタ浄化槽　K－HC－T－1C型

○九州地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月四日

九州地方整備局長　吉崎　収

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長メートル

後別　六・五三～七・八六　一〇・〇〇～一一・三〇

後　八・〇二～一三・一五　一〇・〇〇～一〇・〇〇

唐津市厳木町本山字椋ノ木瀬二八五番二から同市厳木町本山字椋ノ木瀬三二四番一まで

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長メートル

後別　一〇・〇〇～一一・三〇　一〇・〇〇

後　一〇・〇〇～一〇・〇〇　〇・〇一八

大分市大字鬼崎字川鶴五八〇番二から同市大字鬼崎字川鶴五七六番三まで

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月四日

九州地方整備局長　吉崎　収

供用開始の期日　平成二十五年三月四日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十号　大分市大字鬼崎字川鶴六二六番二から同市大字鬼崎字川鶴五一七番四まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所